

平成30年3月30日
四国地方整備局
土佐国道事務所

一般国道33号 ^{たちばな}橋 防災事業
開通予定時期の見直しについて

一般国道33号橋防災事業については、平成30年度の開通を目指し事業を進めてきたところですが、

しかしながら、新 ^{しん}橋 ^{たちばな}トンネルの高知県側坑口上部法面において、崩壊や落石が懸念されるクラック等が確認されたため、有識者からなる技術検討委員会を設置し法面对策工等の追加検討を行いました。

技術検討委員会での審議の結果、法面对策工事の追加や施工中の安全対策が必要となったことから、工事工程の精査をおこない開通予定時期を平成31年度へ見直すこととしましたのでお知らせします。

引き続き一日も早い開通に向け、最大限の努力をしてまいりますので、ご理解とご協力の程お願いいたします。

1. 事業名

一般国道33号 ^{たちばな}橋 防災

2. 新たな開通予定時期

平成31年度

本施策は、四国圏広域地方計画「NO.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

お問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

四国地方整備局 土佐国道事務所 TEL088-884-0359（代表）

副所長（改築） ^{おおにし}大西 ^{よしあき}良明（内線204）

○工務課長 ^{はまだ}濱田 ^{ひさよし}向啓（内線411）

新橋トンネル技術検討委員会(H30.3.5)での意見(抜粋)

- ブロック状の崩壊が想定される法面であり、崩壊防止対策を要する。
- 施工中もサイコロ状(積み木状)になった岩塊の崩落が考えられるため、国道側への崩落も考慮し、上下作業の禁止や国道側への安全対策が必要。
- 伸縮計の観測頻度を高めるなど、安全確保のため十分なモニタリングを行うことが必要。

【法面状況】



【委員会開催状況】



決定した法面対策工等の概要

対策工の施工イメージ



断面図

